

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子保健法による保健指導等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南三陸町は、母子保健法による保健指導等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

宮城県 南三陸町長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による保健指導等に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦及び新生児の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 本事務における特定個人情報は、以下の事務に使用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届け出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施
③システムの名称	・健康管理システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48、71、80、95、112の項 <情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第95の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課健康増進係
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課総務法令係 本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地 TEL 0226-46-1370
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課健康増進係 本吉郡南三陸町志津川字沼田14番地3 TEL 0226-46-5113
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者(届出者)からマイナンバーの取得を徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。また、システム入力時は十分注意して情報入力するとともに、複数人による確認を実施している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ID及びパスワードによる認証によって限定している。職員の人事異動等が生じた場合は、当該システム使用の権限も都度変更を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月8日	計画実施機関名	南三陸町 町長 佐藤 仁	宮城県 南三陸町長	事後	
令和8年2月26日	評価書名	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書	母子保健法による保健指導等に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和8年2月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	母子保健法に関する事務	母子保健法による保健指導等に関する事務	事後	
令和8年2月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦及び新生児の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付又は養育医療のに要する費用の支給 ⑩市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦及び新生児の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施	事後	
令和8年2月26日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・健康管理システム ・中間サーバー	・健康管理システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー	事後	
令和8年2月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番49	番号法第9条第1項別表70の項	事後	
令和8年2月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番70	<情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48、71、80、95の項 <情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第95の項	事後	
令和8年2月26日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長 菅原 義明	保健福祉課長	事後	
令和8年2月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何名か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和8年2月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和7年12月27日時点	事後	
令和8年2月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和7年12月27日時点	事後	
令和8年2月26日	III しきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和8年2月26日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	[○]提供・移転しない	事後	
令和8年2月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年2月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	—	申請者（届出者）からマイナンバーの取得を徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。また、システム入力時は十分注意して情報入力するとともに、複数人による確認を実施している。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年2月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年2月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	システムへのアクセスが可能な職員は、ID及びパスワードによる認証によって限定している。職員の人事異動等が生じた場合は、システム使用の権限も都度変更を行っている。	事後	様式変更に伴う項目追加